

令和3年度版

幼稚園・保育所・認定こども園

入園・入所の手続き

東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課
【令和2年9月改訂】

1. 教育・保育給付認定の申請について

申請を行うことで、教育・保育給付認定審査が行われ、次の3つの認定区分を受けられるようになり、その認定を受けることで、施設の利用ができるようになります

■ 認定区分の種類

○ 1号認定

<区分> 『**教育標準時間認定**』のことです。

<対象> お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される方が対象になります。

<利用できる施設> 幼稚園・認定こども園（幼保連携型、保育所型）

○ 2号認定

<区分> 『**保育認定（標準時間・短時間）**』（**満3歳以上**）

<対象> お子様が満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望される方が対象になります。

<利用できる施設> 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）

○ 3号認定

<区分> 『**保育認定（標準時間・短時間）**』（**満3歳未満**）

<対象> お子様が満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望される方が対象になります。

<利用できる施設> 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）

■ 保育の必要量の種類

2号認定と3号認定を受ける方は、保育の必要量により、『**保育標準時間**』と『**保育短時間**』に区分されます。

○ 保育標準時間

月の就労（就学）時間の合計が、120時間以上の方が対象となります。

主に、フルタイム勤務を想定した利用です。

<施設利用可能時間> 11時間

○ 保育短時間

月の就労（就学）時間の合計が、64時間以上 120時間未満の方が対象となります。

主に、パートタイム勤務を想定した利用です。

<施設利用可能時間> 8時間

※夫婦のどちらかが『**保育短時間**』になる場合は、『**保育短時間**』が認定されます。
保育希望理由が「育児休業中」や「就労予定」等の方も、『**保育短時間**』となります。

■ 保育を希望する理由の種類

- ・ 就労（フルタイム、パート、夜間、自営業、居宅内の労働など、基本的にすべての就労）
※ 1 カ月あたり 64 時間以上必要
- ・ 妊娠、出産（産前産後 2 カ月の期間）
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居または長期入院等している親族の介護や看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備を含む。3 か月が入所有効期間。）
- ・ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として東かがわ市長が認める場合

※保育を希望する理由により、利用期間・利用可能時間が変動しますのでご注意ください。

2. 利用申請の受付について

市内の施設を利用する方は、以下の施設で『教育・保育給付認定』と『入園（所）申込み』を併せて申請できます。

(1) 幼稚園 施設一覧表

施設名	定員	所在地	電話
本町幼稚園（公立）	60	松原 170-6	25-4570

* 本町幼稚園は令和3年度末をもって閉園します。

(2) 保育所（園） 施設一覧表

施設名	定員	所在地	電話
東かがわこどもアカデミー（私立）	150	三本松 1405	25-0308

(3) 認定こども園 施設一覧表

【幼保連携型認定こども園】

施設名	定員	所在地	電話
引田こども園（公立）	150	引田 545-6	33-5220
大内こども園（公立）	180	中筋 367-1	25-3777
丹生こども園（公立）	100	町田 182-1	25-4804
けいあいこども園（私立）	90	白鳥 647-1	25-1795

【保育所型認定こども園】

施設名	定員	所在地	電話
認定しろとりこども園	75	松原 555	25-1591

■ 『申請書の申請時期』と『支給認定証の交付時期』

【新規】4月入所の方 毎年10月に翌年度新規入園の受付をしています。詳しくは市広報紙等を確認して、希望する施設へ申請してください。
認定証は審査が集中するため、2月中旬頃に交付予定です。

【途中】5月以降の方 入所しようとする月の前月15日までに希望する施設へ申請してください。状況を確認後、審査を経て、入所前までに交付します。

3. 利用できる施設のの違いについて

お子様の年齢と保護者の就労等の状況に応じて、利用できる施設が変わります。

保護者の就労状況 (両親またはひとり親)	お子様の年齢	
	0～2歳	3～5歳
両親ともにフルタイム または ひとり親でフルタイム ※保育利用は、 『保育標準時間』が基本となります。	●認定こども園 (幼保連携型・保育所型)	●認定こども園 (幼保連携型・保育所型)
両親のどちらかがパートタイム または ひとり親でパートタイム ※保育利用は、 『保育短時間』が基本となります。	●保育所	●保育所 ●幼稚園+預かり保育
両親のどちらかが専業主婦(夫) または ひとり親で専業主婦(夫)		●認定こども園 (幼保連携型・保育所型) (教育標準時間のみ) ●幼稚園

※上の表は、保育を必要とする事由が『就労』の場合の参考です。

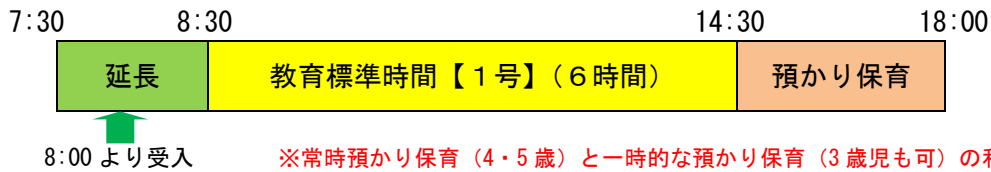
就労以外の事由でも、教育・保育給付認定申請をすることもできます。詳しくは、次の表をご確認ください。

必要とする事由	提出いただく証明書類	保育利用時間
就労	就労証明書 または 就労確認書	保育標準時間(月就労時間計 120 時間以上) 保育短時間(月就労時間計 64～120 時間未満) 非該当(月就労時間計 64 時間未満)
妊娠・出産	母子健康手帳(写) または 出産予定日を証する書類(写)	保育標準時間 出産予定日の前後 2 ヶ月の期間
疾病・障害	介護看護状況確認書 と 医師診断書(写) または 障害者手帳(写) または 療育手帳(写)	保育標準時間 (疾病の場合は、治癒までの期間)
介護等	介護看護状況確認書 と 介護保険証(写) または ケアプラン(写)	保育標準時間
災害復旧	被災証明書(写)	保育標準時間(復旧までの期間)
求職活動	就労予定申立書	保育短時間(3 ヶ月が入所有効期間)
就学	就学証明書	保育標準時間(月就学時間計 120 時間以上) 保育短時間(月就学時間計 64～120 時間未満) 非該当(月就学時間計 64 時間未満)
育休	育児休業取得証明書	保育短時間(有効期間は、育休児童が満 1 歳の誕生日を迎えた月または職場復帰する月のどちらか早い月)
その他	状況確認書	その他の理由によるもの

4. 施設の利用時間について

幼稚園 <認定区分：1号認定>

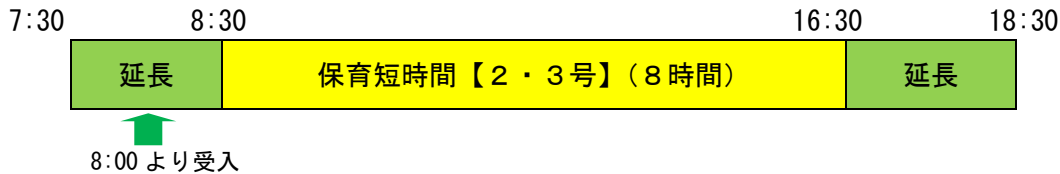
○対象：3歳～就学前のお子様なら誰でも入れます。



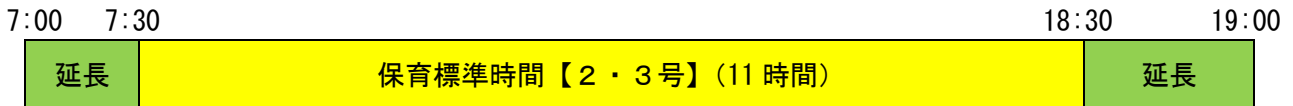
※常時預かり保育(4・5歳)と一時的な預かり保育(3歳児も可)の利用ができます。
 ※延長保育は、日額設定のみです。

保育所 <認定区分：2号認定・3号認定>

○対象：パートタイムの方を想定 4時間/日×16日=64時間/月



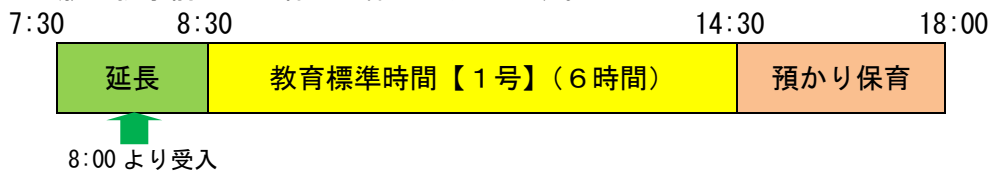
○対象：フルタイムの方を想定 6時間/日×20日=120時間/月



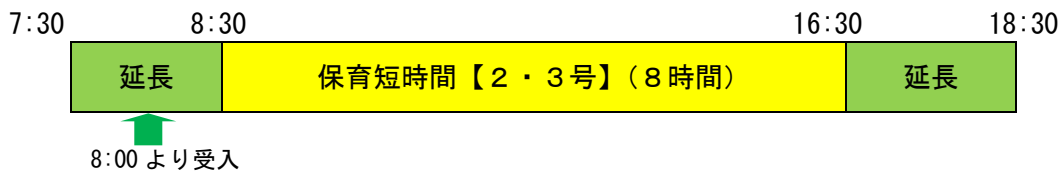
認定こども園 <認定区分：1号認定・2号認定・3号認定>

(幼保連携型・保育所型)

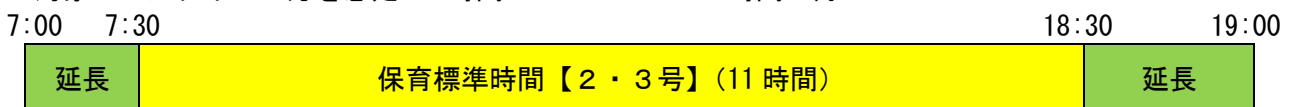
○対象：3歳～就学前のお子様なら誰でも入れます。



○対象：パートタイムの方を想定 4時間/日×16日=64時間/月



○対象：フルタイムの方を想定 6時間/日×20日=120時間/月



※教育標準時間を希望される方で、就労等の事由により常時「預かり保育」を利用する場合は、2号認定を受けてください。

5. 利用料金について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3～5歳児クラスまでのすべての子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもを対象として、保育料が無償化されています（給食費は除きます）

また、3～5歳児（1・2号認定）のうち、年収360万円未満相当世帯子どもと第3子以降の子どもについては、副食費（おかず+おやつ代）が免除されます。

* 給食費（*） = 主食費（ごはん代） + 副食費（おかず・おやつ代）

なお、給食費の金額については、食材料費等に応じて各施設が決定しています。

《保育料の算出方法について（3号認定）》

保育料の算出は、1月1日に住民票を置いていた市区町村民税所得割額によって決まります。保護者の税額の合算にて、保育必要量、年齢区分の階層に該当する金額により決定されます。

なお、保育料は年度内に2回算定されます。

- ・前期分（4月から8月まで）の保育料 . . . 令和2年度 市民税額
- ・後期分（9月から3月まで）の保育料 . . . 令和3年度 市民税額

《保育料負担軽減について（3号認定）》

1. 第3子以降 保育料『完全無償化』

国・県では、所得制限を設けていますが、本市では、第3子以降の保育料を『完全無償化』しています。

2. 多子世帯・ひとり親世帯等への支援拡充

【多子世帯】

所得に応じて、多子負担軽減に係る年齢制限（※）を一部撤廃し、第2子は保育料を半額とします。

※多子負担軽減の年齢制限（第1子の年齢制限）：小学校就学前まで

【ひとり親世帯（※）】

9,000円を上限とし、保育料半額以上の負担軽減を行います。また、第2子以降を無償とします。

※母子・父子家庭（生計一にする同居の親族がいる場合を除く。）、在宅障害児のいる世帯

《副食費負担軽減について（1・2号認定）》

1. 第3子以降 副食費『完全免除』

国・県では、所得・年齢制限を設けていますが、本市では、第3子以降の副食費を『完全免除』としています。

《利用料金》

➤ 1号認定

- ・ 保育料：無償（幼児教育・保育の無償化による）
- ・ 預かり保育利用料
（公立施設 4、5歳児のみ 14:30～18:00【長期休業期間 8:30～18:00】）
預かり保育利用料についても、「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。
一時利用：日額 300 円（一時利用については、無償化の対象外。※3歳児も対象）

※預かり保育の年間（常時）利用については、施設等利用給付認定申請（保護者の就労等による保育の必要性の認定）及び預かり保育申請が必要となります。

（年間利用については、本町幼稚園のみ。長期休業期間については、引田こども園、大内こども園、丹生こども園を含みます）

- ・ その他諸費が別途必要です。

➤ 2号認定・3号認定

- ・ 保育料：2号認定は無償（幼児教育・保育の無償化による）
3号認定は保護者の市民税額に応じた保育料が基本となります。
- ・ その他諸費が別途必要です。

➤ 延長保育料

区 分	料 金
1号認定、2・3号認定（短時間） （7：30～8：00）	100 円／回
2・3号認定（標準時間） （7：00～7：30）	100 円／回
2・3号認定（標準時間） （18：30～19：00）	100 円／回
2・3号認定（短時間） （16：30～18：30）	200 円／回

《休日保育について》

就労等により、休日（日曜日・祝日）にご家庭でお子様を保育できない場合に休日保育を実施しています。

★実施施設 けいあいこども園 TEL 0879-25-1795

利用申請、利用料金については、実施施設にお問い合わせください。

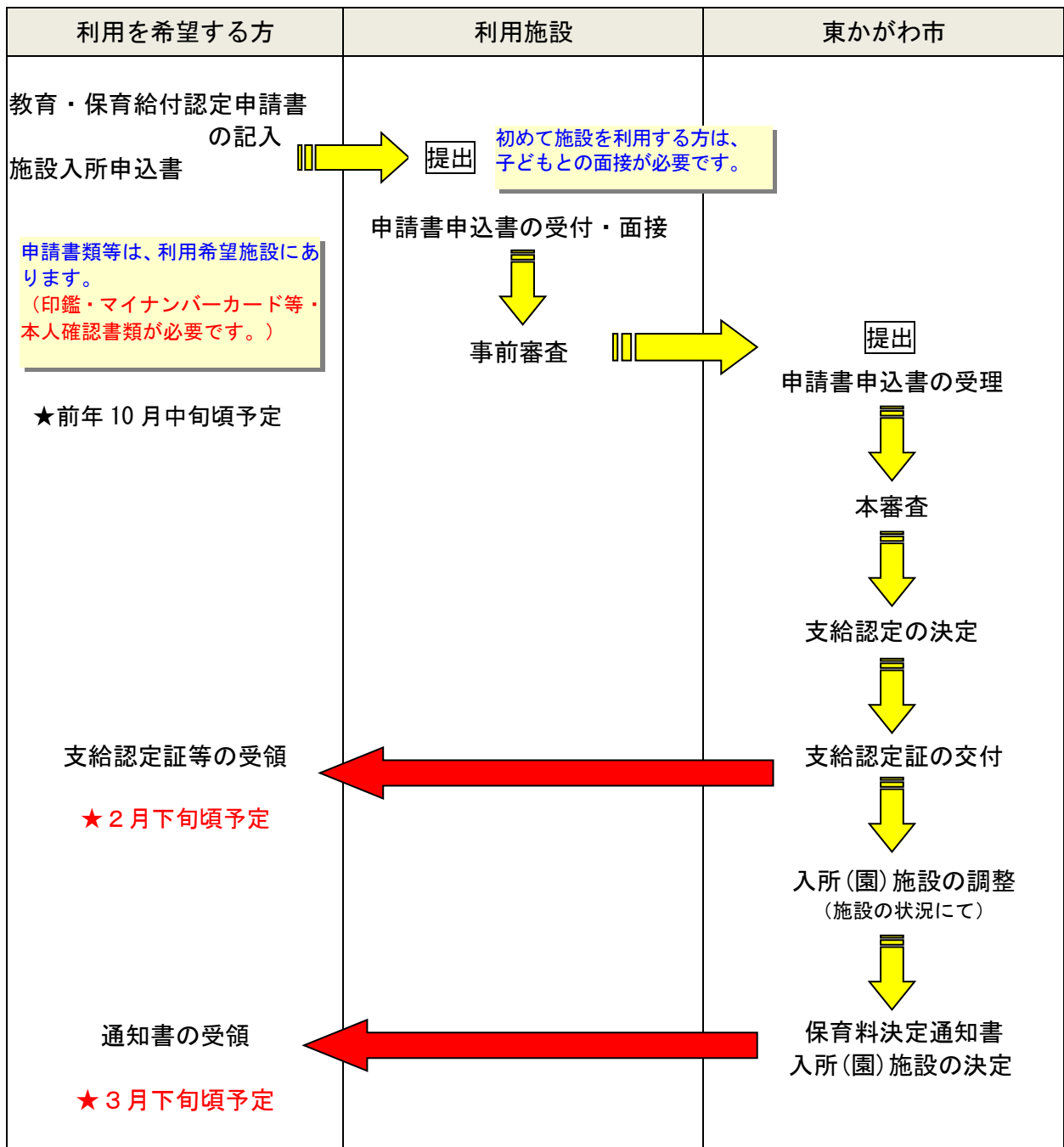
※事前に必ず面談及び利用申し込み等（在籍施設との調整）が必要になります。

『保育料』についてのお問い合わせは、

東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課までご連絡ください。

『保育料以外の利用料金』については、利用するまたは利用している『幼稚園』、『保育所』、『認定こども園』にお問い合わせください。

6. 申請から決定までの流れ



保育所・幼稚園・こども園に関するお問い合わせは、
 入所を希望する施設（3P） または
 東かがわ市教育委員会事務局子育て支援課（TEL（0879）26－
 1231） までご連絡ください。